

## ヒストリアン服務規則

(名称)

第1条 本専任委員は、ヒストリアンと称する。

(目的)

第2条 本専任委員は、区内におけるワイズメンズクラブの出来事を把握してその活動を歴史として整備することを目的とする。

(位置)

第3条 本専任委員は、西日本区定款施行細則第13条第1項に基づき設けられる。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、連続して12期までの再任を妨げない。  
2. 期途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。

(職務)

第5条 本専任委員は次の職務を担うものとする。  
ワイズ活動史などの作成に協力する。  
文献などの資料に基づき西日本区ワイズ運動をまとめ後世に伝える。  
文献などの整理状況を確認し、不備があれば役員および文献保存委員長を指導する。  
5年毎に資料を検証し、年表などの中間資料を作成・整理する。  
その他、理事より特別に委託された職務を遂行する。

(付則)

第6条 この規則に定めのない事項はヒストリアンと常任役員において協議する。  
2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2003年6月14日 制定    2004年4月4日 改正    2005年11月28日 改正  
2003年7月1日 施行    2004年4月5日 施行    2005年11月28日 施行